徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業に係る ハードウェア, ソフトウェア, ネットワーク機器の賃貸借仕様書

#### 1 総則

#### (1) 適用範囲

徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業とは,「広域連合電算処理システム」(以下「標準システム」という。)で使用するハードウェア, ソフトウェア,ネットワーク機器(以下「標準システムの機器等」という。)の 調達並びにこれらの導入に伴う作業を含むものである。

本仕様書は、標準システムの機器等の賃貸借契約にかかる仕様書である。

#### (2) 発注者

本仕様書での発注者は、徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)とする。

#### (3) 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年3月31日までとする。 (地方自治法第234条の3及び徳島県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例本則第1号に基づく長期継続契約)

#### (4) 賃貸借物件

別紙1徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業賃貸借物件 一覧表のとおり

## (5) 納入場所

別紙2徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業納入場所一覧 表のとおり

### (6) 賃貸物件の調達

広域連合の指定する賃貸物件の売主,テック情報株式会社との間において,別紙3の物品売買契約書(案)を参考に契約を行い,総額59,950,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額5,450,000円)で物件を購入すること。

# (7) 物件の納入及び引渡し

賃貸物件は、当広域連合が指定する場所に、テック情報株式会社により搬送させるものとする。この場合において、テック情報株式会社が搬送する費用は、広域連合の負担とする。

# (8) 損害保険

ア 賃貸人は,賃貸借期間において,賃貸人が契約締結者となって広域連合のために賃貸物件の滅失及び毀損を回復するための動産総合保険契約を締結すること。

イ 動産総合保険の保険料は、広域連合の負担とし、賃貸人が広域連合に代わって支払うものとする。この場合において、当該保険料は、賃貸借契約金に含めて請求するものとする。

ウ 動産総合保険における保険金の支払い原因が生じた場合は、保険金は広域連合に支払うものとする。

エ 賃貸人が広域連合のために動産総合保険契約を締結しない場合は,広域連合の同意がなければ賃貸借契約の効力は生じないものとする。

オ 動産総合保険契約締結前に、広域連合に契約内容について了承を得ること。

# (9) 賃貸物件の返還及び無償譲渡

ア 賃貸借期間内に賃貸借契約を解除した場合は、広域連合は速やかに賃貸物件を賃貸人の費用負担により賃貸人に返還するものとする。

イ 賃貸借期間が満了しかつ広域連合が賃借料の支払いをすべて履行したとき は、賃貸人は広域連合に賃貸物件を無償で譲渡するものとする。この場合に おいて、広域連合は賃貸物件の所有権を取得し、賃貸人は賃貸物件の所有権 を放棄するものとする。

# (10) 賃貸借契約書

別紙4賃貸借契約書(案)のとおり

# (11) 疑義の解釈

ア 仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議する。 イ アの協議を行った結果、仕様書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書 の規定による。